

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年1月13日(2005.1.13)

【公表番号】特表2000-510827(P2000-510827A)

【公表日】平成12年8月22日(2000.8.22)

【出願番号】特願平9-539291

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 7/40

A 6 1 K 7/00

A 6 1 K 7/42

A 6 1 P 17/00

A 6 1 K 31/085

A 6 1 K 31/7004

A 6 1 K 31/7016

A 6 1 K 31/717

A 6 1 K 45/00

【F I】

A 6 1 K 7/40

A 6 1 K 7/00 F

A 6 1 K 7/00 J

A 6 1 K 7/42

A 6 1 K 31/00 6 1 7

A 6 1 K 31/085

A 6 1 K 31/70 6 0 1

A 6 1 K 31/70 6 0 4

A 6 1 K 31/715 6 0 2

A 6 1 K 45/00

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月28日(2004.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書



16.4.28  
平成 年 月



特許庁長官 今井康夫 殿

1. 事件の表示 平成9年特許願第539291号

2. 補正をする者

事件との関係 出願人

名 称 ハイドロマー インコーポレイテッド

3. 代理人

住 所 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号  
電話(代) 3211-8741

氏 名 (5995) 弁理士 中村 稔



4. 補正命令の日付 自 発

5. (本補正により請求の範囲に記載された請求項の数は合計「30」となりました。)

6. 補正対象書類名 明細書

7. 補正対象項目名 請求の範囲

8. 補正の内容 別紙記載の通り



## 請求の範囲

1. (1) 多糖類、  
(2) 低分子量の相乗糖類、及び  
(3) 溶媒

を含有し、

(4) 任意に添加剤を含んでいてもよい接触皮膚炎を予防又は軽減するための組成物。

2. 前記多糖類がセルロース誘導体である、抗微生物剤を更に含む請求の範囲第1項記載の組成物。

3. 前記多糖類が、メチルセルロース、エチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシブチルセルロース、メチルヒドロキシエチルセルロース、メチルヒドロキシプロピルセルロース、メチルヒドロキシブチルセルロース、ヒドロキシエチルヒドロキシプロピルセルロース及びエチルヒドロキシエチルセルロースからなる群から選択されるセルロース誘導体である請求の範囲第1項記載の組成物。

4. 前記低分子量の相乗糖類が、未変性单糖類、誘導された单糖類、未変性二糖類、誘導された二糖類、デンプン加水分解物及び誘導されたデンプン加水分解物からなる群から選択される請求の範囲第1項記載の組成物。

5. 前記未変性单糖類が、フルクトース、グルコース及びマンノースからなる群から選択される請求の範囲第4項記載の組成物。

6. 前記未変性二糖類が、スクロース及びマルトースからなる群から選択される請求の範囲第4項記載の組成物。

7. 前記誘導された单糖類が、メチルグルコシドのエトキシレート、メチルグルコシドの約20モルエトキシレート、メチルグルコシドのプロポキシレート、メチルグルコシドジステアレートのプロポキシレート及びメチルグルコースジオレエートからなる群から選択される請求の範囲第4項記載の組成物。

8. 前記誘導された二糖類が、約10モルエトキシレート、約20モルエトキシレート、約10モルプロポキシレート及び約20モルプロポキシレ

トからなる群から選択される請求の範囲第4項記載の組成物。

9. 前記デンプン加水分解物が、マルトデキストリン及びコーンシロップ固形物からなる群から選択される請求の範囲第4項記載の組成物。

10. 前記誘導されたデンプン加水分解物が、約10モルエトキシレート、約20モルエトキシレート、約10モルプロポキシレート及び約20モルプロポキシレートからなる群から選択される請求の範囲第4項記載の組成物。

11. 前記溶媒が、水、低級アルコール、低分子量のグリコール又はこれらの混合物からなる群から選択される請求の範囲第1項記載の組成物。

12. 前記添加剤が、着色剤、香料、日焼け止め剤、防虫剤、界面活性剤、流れ調整剤、クレンザー、湿気賦与剤、フィルム溶解性調整剤、フィルム可塑剤、塩、天然抽出物、剥離剤、収斂剤、酸化防止剤、ビタミン、自己なめし剤、乳化剤、皮膚軟化剤、酵素、角質溶解剤、かゆみ止め、鎮痛剤、麻酔剤、抗ヒスタミン薬、抗微生物剤、保存薬、抗生物質、防腐薬、抗真菌薬、抗ウイルス薬及びこれらの混合物からなる群から選択される請求の範囲第1項記載の組成物。

13. 前記多糖類が約5～約20重量%、前記低分子量の相乗糖類が2～10重量%、前記溶媒が約70～約93重量%及び任意に前記添加剤が約0.01～約30重量%である請求の範囲第1項記載の組成物。

14. 前記抗微生物剤が、トリクロサン、ヘキセチジン、クロルヘキシジン塩、2-ブロモ-2-ニトロプロパン-1,3-ジオール、ヘキシレゾルシノール、ベンズアルコニウムクロライド、セチルピリジニウムクロライド、アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロライド、ヨウ素、フェノール誘導体、ポビドン-ヨウ素、パラベン、ヒダントイン、ヒダントイン誘導体、フェノキシエタノール、1-(3-クロロアリル)-3,5,6-トリアザ-1-アゾニアアダマンタンクロライドのシス異性体、ジアゾリジニル尿素、ベンゼトニウムクロライド、メチルベンゼトニウムクロライド及びこれらの混合物からなる群から選択される請求の範囲第2項記載の組成物。

15. 前記多糖類が約5～約20重量%、前記低分子量の相乗糖類が2～10重量%、前記抗微生物剤が約0.1～約2重量%、前記溶媒が約70～約9

3重量%及び任意に前記添加剤が約0.01～約30重量%である請求の範囲第2項記載の組成物。

16. 接触皮膚炎を予防又は軽減するための皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルムを製造するための請求項1-15のいずれか1項記載の組成物の使用。

17. (1) 多糖類、及び

(2) 低分子量の相乗糖類を含有し、

(3) 任意に添加剤を含んでいてもよい皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

18. 抗微生物剤を更に含む請求の範囲第17項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

19. 前記多糖類が、メチルセルロース、エチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシブチルセルロース、メチルヒドロキシエチルセルロース、メチルヒドロキシプロピルセルロース、メチルヒドロキシブチルセルロース、ヒドロキシエチルヒドロキシプロピルセルロース及びエチルヒドロキシエチルセルロースからなる群から選択されるセルロース誘導体である請求の範囲第17項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

20. 前記相乗糖類が、未変性单糖類、誘導された单糖類、未変性二糖類、誘導された二糖類、デンプン加水分解物及び誘導されたデンプン加水分解物からなる群から選択される請求の範囲第17項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

21. 前記未変性单糖類が、フルクトース、グルコース及びマンノースからなる群から選択される請求の範囲第20項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

22. 前記未変性二糖類が、スクロース及びマルトースからなる群から選択される請求の範囲第20項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

23. 前記誘導された单糖類が、メチルグルコシドのエトキシレート、メチルグルコシドの約20モルエトキシレート、メチルグルコシドのプロポキシレ

ート、メチルグルコシドジステアレートのプロポキシレート及びメチルグルコースジオレエートからなる群から選択される請求の範囲第20項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

24. 前記誘導された二糖類が、約10モルエトキシレート、約20モルエトキシレート、約10モルプロポキシレート及び約20モルプロポキシレートからなる群から選択される請求の範囲第20項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

25. 前記デンプン加水分解物が、マルトデキストリン及びコーンシロップ固形物からなる群から選択される請求の範囲第20項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

26. 前記誘導されたデンプン加水分解物が、約10モルエトキシレート、約20モルエトキシレート、約10モルプロポキシレート及び約20モルプロポキシレートからなる群から選択される請求の範囲第20項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

27. 前記添加剤が、着色剤、香料、日焼け止め剤、防虫剤、界面活性剤、流れ調整剤、クレンザー、湿気賦与剤、耐水性化合物、塩、天然抽出物、剥離剤、収斂剤、酸化防止剤、ビタミン、自己なめし剤、乳化剤、皮膚軟化剤、酵素、角質溶解剤、かゆみ止め、鎮痛剤、麻酔剤、抗ヒスタミン薬、抗微生物剤、保存薬、抗生物質、防腐薬、抗真菌薬、抗ウイルス薬及びこれらの混合物からなる群から選択される請求の範囲第17項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

28. 前記多糖類が14～87重量%、前記低分子量の相乗糖類が5～63重量%及び任意に前記添加剤が約37～約74重量%である請求の範囲第17項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

29. 前記抗微生物剤が、トリクロサン、ヘキセチジン、クロルヘキシジン塩、2-ブロモ-2-ニトロプロパン-1,3-ジオール、ヘキシレゾルシノール、ベンズアルコニウムクロライド、セチルピリジニウムクロライド、アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロライド、ヨウ素、フェノール誘導体、ポビドン-ヨウ素、パラベン、ヒダントイン、ヒダントイン誘導体、フェノキシエタ

ノール、1-(3-クロロアリル)-3,5,6-トリアザ-1-アゾニアアダマンタンクロライドのシス異性体、ジアゾリジニル尿素、ベンゼトニウムクロライド、メチルベンゼトニウムクロライド及びこれらの混合物からなる群から選択される請求の範囲第18項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。

30. 前記多糖類が14～87重量%、前記低分子量の相乗糖類が5～63重量%、前記抗微生物剤が約0.1～約60重量%及び任意に前記添加剤が約37～約74重量%である請求の範囲第18項記載の皮膚科学的に適合性のバリヤーフィルム。